

銚子ジオパーク推進市民の会 会則

(名称)

第1条 本会は、「銚子ジオパーク推進市民の会」という。

(目的)

第2条 本会は、「銚子ジオパーク」を学び、楽しみ、宣伝し、「銚子ジオパーク」の持続的な発展に貢献する会運営を行うことを目的とする。

- (1) ジオツアーの要請に対応できる体制を整備する。
- (2) 「銚子ジオパーク」内の地質遺産、歴史・文化及び自然遺産・資産を観光・学習に利用できる環境整備に協力する。
- (3) 「銚子ジオパーク」の情報等を内外に発信し、「銚子ジオパーク」の運営に積極的に協力すると共に、関連する各種事業を計画、実施し、銚子市に対する誇りと愛着を醸成する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員学習会：会員・市民のジオパークに関する理解を深めるための学習会の開催。
- (2) 会員交流会：会員相互の活動の状況を交換、楽しみながら親睦を図るための交流会の開催。
- (3) ガイドの実施並びにガイド養成支援：推進協議会の要請に応じ、または独自にジオガイドを実施する。また、関係団体と協力し、ジオガイドの育成、レベルの向上を図るための養成講座を支援する。
- (4) 「銚子ジオパーク」の情報等の発信：ホームページの維持・管理、ジオガイド用の各種教材、資料の作成。
- (5) ジオサイトの環境保全：ジオサイトを教育と観光に利用するための、環境保全活動。
- (6) その他、前条の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、「銚子ジオパーク」の維持発展に関心のある団体及び個人を会員とする。会員は、本会が主催する行事に参加することができ、配布物を受領することができる。また、理事会に対して本会の事業、運営について意見を述べることができる。

(入会手続・会費)

第5条 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書に会費を添えて本会事務局へ提出しなければならない。また会員は5月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。会期の途中であることに同意すればいつでも入会することが出来る。本会の会費は入会の時期に拘わらず以下の通りとする。ただし、会期が3/4経過したあとで入会する場合は、次年度の会費を免除する。本会の会費は以下の通りとする。

- (1) 個人会費 年 1,000円
- (2) 団体会費 年 10,000円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。その職務は次の通りとする。

- (1) 会長 1名：本会を代表し、会の事業を統括する。

- (2) 副会長 若干名：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 若干名：理事会を構成し、会の運営にあたる。
- (4) 監査 2名：会の事業及び会計の監査にあたる。
- (5) 幹事 若干名：会の会計並びに事務処理にあたる。幹事の内1名は事務局長として会計並びに事務を統括する。

(役員を選出等)

第7条 役員を選出は次の通りとし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長、副会長、理事及び監査は総会において選出する。
- (2) 幹事は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会は、総会及び理事会で運営する。

- (1) 総会：会員で組織し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合には、臨時総会を開くことが出来る。総会では、事業計画、予算及び決算を審議するほか、会の運営に必要な事項を審議する。総会は、会員の10分の1以上の参加がなければ議決することができない。議決は出席者の過半数以上の賛成をもって承認とする。
- (2) 理事会：会長が招集し、会長、副会長、理事、監査及び幹事をもって構成する。総会で決められた方針に従って本会の運営にあたる。また、会員はオブザーバーとして理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(年度)

第10条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は2012年3月31日までとする。

(その他)

第11条 本会会則の変更は総会の議決による。本会則に定めること以外の事項については理事会で審議し、必要に応じて細則等を定める。細則は総会に報告し、その変更は理事会の議決による。

附則

- (1) 本会則は、2015年5月10日から施行する。
- (2) 本会は、事務局を事務局長宅内におく。

2011年2月14日制定

2012年4月14日第1次改正

2013年4月27日第2次改正

2014年4月26日第3次改正

2015年5月9日第4次改正